

貨物自動車運送事業法第24条の3及び貨物自動車運送事業規則第2条の8に基づき、当社の「輸送の安全」に係わる事項を下記の通り公表する。

平成23年7月1日
東海西濃運輸株式会社

- 輸送の安全に関する基本的な方針・目標及びその達成状況
 - ① 当社の事故防止のための安全方針
安全は、全てに優先して取り組む最重要課題であることと自覚し、ここに運輸安全マネジメントの導入を図り、絶えず輸送の安全性の向上に努め、安全安心な物流を提供することにより、国家社会に貢献します。
 - ② 安全方針に基づく目標
平成22年度 人身・死亡事故0件
 - ③ 達成状況 平成22年度（3月末現在）0件
- 事故に関する統計（自動車事故報告規則に規定する事故）
 - ※ 平成22年度0件 ※事故の形態 死亡事故0件
- 目標達成するための実施項目
 - ① 毎日運転する前に日々の車両点検項目を実施する
 - ② 毎日、安全運転誓いの受講シートに書かれている言葉に対し安全運転を誓いサインする
 - ③ 対面点呼時の飲酒チェックはアルコール検知器を使用しチェックする
 - ④ 毎月の運転免許証内容確認と日々の携帯を確認する
 - ⑤ 会社で決められている服装を着用しているか確認をする
 - ⑥ 携帯電話を携帯しているか確認をする
 - ⑦ 車両から離れる時は『車輪止め』をする
 - ⑧ 年1回以上安全講習会を開催し事故防止に努める
 - ⑨ 新人営業乗務社員はISO一連の新人教育を行う
 - ⑩ 事故防止年間計画表に基づき店所で安全指導を行う
 - ⑪ 会社・組合協賛の事故防止運動を実施する
 - ⑫ 内部監査を年1回以上行なう（4月）
 - ⑬ 前月末現在の無事故日数を緑十字に記入し掲示する
 - ⑭ 毎月初めの対面点呼に於いて、営業・路線乗務社員に対し安全に対する言葉を一声掛けハンドシェイクを交わし『安全』を最優先させる

- 安全に関する情報交換
 - 事故情報、道路情報・気象情報などを店所にファックスやメールで送信し乗務社員に周知する危険エリアマップの掲示を行ない全員に危険場所を周知すると共に、半年に1回以上更新を行う
- 安全に関する反省と対策
 - 事故発生後は店所に於いて統括運行管理者が当事者・参加者を集め反省会を開催する原因分析、事故発生者に反省させ再発防止の具体策を立てる『事故発生に対する反省と対策書』に記録する
 - 事故発生者と統括運行管理者は本社管理職以上出席の月曜会に出席して頂き査問と再発防止の指導を受ける
- 事故防止に対する具体策の確認
 - 内部安全監査結果から対策に実効性を検証する
 - 安全管理体制の構築を目的としてP・D・C・Aサイクルを機能させ、輸送の安全のための取り組みを継続して向上する
- 社内周知の方法
 - 安全方針、実施項目を事務所内に掲示する
 - 毎月1日、15日の朝礼・夕礼時に『当社の事故防止のための安全方針』を朗唱する。
- 輸送の安全に係わる内部監査の結果と、それに基づき講じた措置と講じようとする措置内容
 - ① 内部監査の実施状況 平成22年度（3月末現在）
 - ※対象事業所8（通常監査8、特別監査0、フォロー監査0）
 - ② 結果に対する措置
 - ※ 是正処置要求書発行対象事業所8 是正措置要求書発行枚数16枚
- 安全統括管理者
 - 専務取締役 田口 幸太郎
- [安全管理規程](#)